



絆

人と動物の共生と福祉

保護犬・保護猫の譲渡条件って必要なの？

動物病院と
動物福祉

動物愛護管理法改正！

犬って人間の言葉が
わかるよね？

18
KIZUNA

ふわふわ尻っぽは 神様からいただいた
背中であつくる揺れる時

それは

パパとの楽しいデート

ママの笑顔を見ると

くるんくるん

いつもより華やかにまわるんだ

金色の

シアワセの粉が

世界中に

あふれるんだよ タノシイよ
ゴキゲンさ
あ・い・し・て・る



うまれる前に
神様から

言われたの キミには特別
よくまれる 金色の
尻っぽをあげるから

正直でいいんだよ

思うままに尻っぽをふって

楽しいことは楽しいと

カいっぱい伝えるんだ



だから

アタシが この自慢の尻っぽを
後ろ足の間に隠すとき
神様 ごめんなさい
って さげんてる



Q 保護犬・猫の譲渡条件って、必要なの？

毎日のように、飼い主に捨てられるペットたち。
新しい飼い主が決まらなければ、処分されてしまう命。
「じゃあ、欲しい人に買ってもらえば良い」との声もありますが、
ただ買ってもらえれば、そのペットたちはしあわせなのでしょうか？



飼い主がペットを捨てる理由

飼い主が保健所や保護団体にペットを引き取ってほしいと相談するときの理由に、転勤・引っ越し/飼い主の死亡・入院/家族の介護/結婚・出産/多頭崩壊/経済的理由/ペット飼育不可住宅での飼育/ペットの高齢・病気/吠える・咬む/等々があります。

どうしたら捨てられない？

捨てる理由のほとんどが「飼い主の都合」です。

ペットの飼育にあたり、考えることはたくさんあります。毎月いくら費用が必要なのか、自分の体力や時間に余裕があるのか、病気や介護が必要になってもお世話ができるのか、転勤や引っ越しがあっても連れていけるのか、何頭まで養えるのか等々。

その上で、大型犬がよいのか小型犬がよいのか、猫やウサギがよいのか等、自分たち家族の生活スタイルに合うペットを迎えることが、飼い主の都合で捨てられるペットを無くすことにつながります。

ペットをしあわせにできるのが確認するために譲渡条件があります

(譲渡条件の一部紹介)

- 家族全員がペットを迎えることに賛成し、お世話に関われますか？
- ペットの飼育が可能な住宅に住んでいますか？
- 自分がペットのお世話ができなくなった時に、ペットを託せる相手がいますか？
- 飼おうとする動物の習性を理解していますか？ 場合によっては、しつけ教室に通えますか？
- ペットを迎えることで、あなたもペットもしあわせに暮らせますか？



A ペットを迎える前に、本当に最期までペットをしあわせにできるのが確認するためにあるのが「譲渡条件」です。少しでも不安があれば「飼わない」という選択をすることも大切です。

「犬って人間の言葉がわかるよね！」

私たちはなぜ犬を飼うのでしょうか。

ずっと猫と暮らしてきた私は、猫たちとも心は通うと思っていますが、犬たちほど私たちの気持ちをくんでくれる動物はいません。

けれど、たいせつなポイントは、「絆」は育まないと生まれません。ということです。初めて家庭にやってきた子犬は、当然のことながら何もわかりません。成犬を家庭に迎えても、あなたとの関係はまだできていません。

「絆」を育む方法はたくさんありますが、その中の一つ「言葉おしえ」をご紹介します。強い声の「命令」「号令」とはニュアンスがちがいます。人間の普通の声の会話です。この方法で教えたら、犬だけでなく、猫や他の哺乳動物や鳥などでも言葉を覚えます。犬は他のどんな動物よりも、人間の言葉を理解して行動する能力を持っていますから、さらなる「絆」=切っても切れない関係を築くことができます。

「言葉おしえ」レッスンは、3ステップ♪

1回3分 1日3回 を目標に♪

飼い主さんも、犬も体調の良い時に、ご機嫌の悪い日は思い切って中断しましょう。

どんなに楽しくても 1回は 3分までです♪

STEP 1

「アイコ」を
教える

「言葉おしえ」の第1歩

「アイコ」「そう」「おりこう」「GOOD」「YES」
それが正解だよ、という音を教えます。



NOよりYESから
おしえてほしい！



グータッチを教えるよ

アイコ



犬(動物)は、人の手をおいかけてくるようになり、さらに「アイコ」を覚える♪

STEP 2
行動を
教える

教えたい行動をした直後に、
「イイコ」+おやつを出す

そして、何度もその行動をくりかえすように練習する。

目的の行動を引き出す手法のいろいろです

★誘導法

グータッチを使って、犬の視線を誘導して行動を引き出す方法

例（グーを見せながら、人が後ろに下がれば、「おいで」の行動になる♪
視線を上にあげればお尻がさがり「おすわり」になる

★キャッチング

動物が自発的に行動した直後にほめる方法

例（食器をみて、「おすわり」のポーズをした直後に「イイコ」+ごはん
自分から力をぬき、「フセ」のポーズになったら「イイコ」+おやつ

★シェイピング

目的の行動に近いところからほめて、少しずつ人間が目指す
ゴールの行動を形作っていく方法

★Do as I do

人が見本の行動をやってみせてその行動を犬に模倣してもらう方法

犬が人を模倣することを学ばせると、以下のように他の教えたい行動に応用することができます♪



STEP 3
言葉を
教える



タッテ

STEP2で練習した
行動にあった言葉
をつけていく



イイコ

おやつ

言葉と違う行動を犬がとったときは
「イイコ」+おやつはなし
STEP2にもどる



京築支部「老犬・老猫との暮らし方教室」

絆のできたモデル犬と、活動する推進員の様子

老化とともに現れる犬・猫の身体的、行動的変化を知ってもらい、大切な家族の一員が老後を迎えた際の心構えや介護方法、看取りについてお伝えしました。

また、老犬・老猫に必要な手入れ等も実演しました。参加者からは、今後ペットを飼っていくうえでの心構えを知ることができたと好評いただきました。

これから犬や猫を飼う人・飼っている人にも 知っておいて欲しい 動物愛護管理法改正

令和元年6月、動物取扱業のさらなる適正化及び動物の不適切な取扱いへの対応の強化を
目的として、動物の愛護及び管理に関する法律が7年ぶりに改正されました。

(一部を除き、令和2年6月1日施行)



主な改正のポイント



1 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化(法第7条)

環境大臣が基準を定めているとき、動物の所有者または占有者は、それらの基準を遵守する責務があることが明確化されました。



現行の基準

- ◎家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
- ◎展示動物の飼養及び保管に関する基準
- ◎実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- ◎産業動物の飼養及び保管に関する基準



2 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進

ペットショップやブリーダーなど第一種動物取扱業者に対する規制が強化されました。

- 1 登録拒否事由の追加
- 2 環境省令で定める遵守基準*を具体的に明示
*遵守基準とは飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- 3 犬・猫の販売場所を事業所(店舗など)に限定
- 4 出生後56日(8週)を経過しない犬
又は猫の販売等を制限

※2と4は、令和3年6月までに施行されます。



3 動物の適正飼養のための規制の強化

- 1 適正飼養が困難な場合の
繁殖防止の義務化(法第37条)
犬猫の所有者は、飼育している犬猫がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合、繁殖を防止するための措置を講じることが義務付けられました。
- 2 都道府県知事による指導、助言、
報告徴収、立入検査等を規定(法第25条)
周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている原因者全般への指導権限が付与され、報告徴収・立入検査の権限が規定されました。
- 3 特定動物(危険動物)に関する規制の強化
(法第25条の2)
人の生命・身体・財産に害を加えるおそれがあるとして定められている特定動物について、愛玩目的での飼養が禁止されるとともに、特定動物の交雑種が規制対象に追加されました。
- 4 動物虐待に対する罰則の引き上げ(法第44条)
殺傷:懲役2年、罰金200万円⇒懲役5年、罰金500万円
虐待・遺棄:罰金100万円⇒懲役1年、罰金100万円



動物の虐待とは

愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること。みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること。自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと。排せつ物の堆積した施設又は愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること、など。



4 都道府県等の措置等の拡充

① 動物愛護管理センターの業務を規定(法第37条の2)

動物愛護管理に関する事務を所掌する部局が、動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものと規定されました。

② 動物愛護管理担当職員の拡充(法第37条の3)

都道府県、指定都市、中核市には、動物愛護管理担当職員を必ず置くことが規定されました。

③ 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定(法第35条)

周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合等において、**所有者不明の犬猫の引取りが拒否**できることとなりました。



5 マイクロチップの装着等(法第39条の2～第39条の26)

① 犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付け

犬猫の繁殖業者(ブリーダー)には、販売する犬猫に対しマイクロチップを装着し、必要な情報を登録する義務が規定されました。なお、犬猫の所有者などには、マイクロチップの装着・登録について、努力規定が設けられました。

② 登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付け

マイクロチップを装着している犬猫を飼養している場合、登録している情報に変更が生じた場合は、変更の届出を行うよう義務付けられました。

※マイクロチップの規定は、令和4年6月までに施行されます。



6 その他 これらの他にも以下の規定が新たに設けられています。

① 殺処分の方法に係る国際的動向の考慮(法第40条)

② 獣医師による虐待の通報の義務化(法第41条の2)

③ 関係機関の連携の強化(法第41条の4)

④ 地方公共団体に対する財政措置

⑤ 施行後5年を目的に必要な措置を講ずる検討条項(附則第8条、第9条)



動物の5つの自由(5 freedom)の中に「恐怖や苦痛からの自由」という項目があります。その内容は、

- ① 精神的苦痛、過度なストレスとなる恐怖や不安を与えず、それから守ること。
- ② 動物も痛みや恐怖、苦痛を感じることを理解し、もしその兆候があれば原因を特定して軽減に努めること。

動物病院で楽しい経験、リラックスできる経験をすることは、不安によるストレスを少なくし診察をよりスムーズに進めることにつながります。現在、動物病院では飼い主さんと動物たちと獣医師とのより良い関係を築くための「動物福祉を考えた優しい獣医療」がはじまっています。

動物病院を好きにするために「飼い主にできること」

【高い台の上に乗ることを好きにする】

テーブル等高い台に滑り止めマットを敷き上に乗せて大好きなおやつをあげましょう。

【体を触られることを受け入れる】

足先・鼻先・口先・尻尾の先・耳先など特に敏感なところは、触る時や触った後に、必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをあげましょう。

【注射の時の保定や体に針が当たることを受け入れる】

かかりつけの獣医師さんが注射を打つ部分(前足・首・おしり・後ろ足)に、先が尖っていないものを当て、その後に必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをあげましょう。

【爪切りの時に足先を触られることや爪を切ることを受け入れる】

足先を触ったりちょっと握ったりした後に、必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをあげましょう。爪を1本切ったら、必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをあげましょう。

【点眼することを受け入れる】

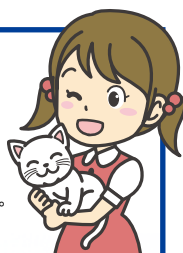
空の点眼用の容器が見えないように頭の後ろから目に近づけた後に、必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをあげましょう。慣れてきたら、生理食塩水などを容器に入れて点眼後に大好きなおやつをあげましょう。

【投薬を受け入れる】

ドライフードや小粒のおやつを使って、必ず「おりこう」と言って口の奥に入れてみましょう。または、やわらかいおやつでドライフードを包み、必ず「おりこう」と言って口に入れてみましょう。

【動物病院の獣医師さんや動物看護師さんを好きにする】

健康な時にも動物病院へ行き獣医師さんや動物看護師さんから遊んでもらったりして、必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをもらいましょう。



動物病院を好きにするために「動物病院にできること」



【高い台の上に乗ることを好きにする】

診察台の上に乗せて大好きなおやつをあげてみましょう。

保定の時は、何も声をかけずに犬がじっと動かなかったら必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをあげてみましょう。

【体を触られることを受け入れる】

診察台の上に乗せずに、足先・鼻先・口先・尻尾の先・耳先を一か所ずつ触診して、必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをあげましょう。その後、診察台の上に乗せて動物看護師が保定をする時は、何も声をかけずに同じことを繰り返しましょう。

【注射の時の保定や体に針が当たることを受け入れる】

診察台の上に乗せずに、獣医師は注射を打つ部分にシリンジなどの先を当て、その後に必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをあげましょう。その後、診察台の上に乗せて動物看護師が保定をする時は、何も声をかけずに同じことを繰り返しましょう。

【爪切りの時に足先を触られることや爪を切ることを受け入れる】

診察台の上に乗せずに、足先を触ったりちょっと握ったりした後に必ず、「おりこう」と言って大好きなおやつをあげましょう。その後、診察台の上に乗せて動物看護師が保定をする時は、何も声をかけずに同じことを繰り返しましょう。次に、爪を1本切ったら、必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをあげましょう。

【点眼することを受け入れる】

診察台の上に乗せずに、空の点眼用の容器が見えないように頭の後ろから目に近づけた後に、必ずおりこうと言って大好きなおやつをあげましょう。慣れてきたら、生理食塩水などを容器に入れて点眼後に、必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをあげましょう。その後、診察台の上に乗せて動物看護師が保定の時は、何も声をかけずに同じことを繰り返しましょう。

【投薬を受け入れる】

診察台の上に乗せずに、ドライフードや小粒のおやつを使って、必ず「おりこう」と言って口の奥に入れてみましょう。または、やわらかいおやつでドライフードを包み、必ず「おりこう」と言って口に入れてみましょう。その後、診察台の上に乗せて動物看護師が保定をする時は、何も声をかけずに同じことを繰り返しましょう。

【動物病院の獣医師や動物看護師を好きになってもらう】

健康状態の良いときに積極的に動物病院へ来てもらい獣医師や動物看護師と一緒に遊んだりして、必ず「おりこう」と言って大好きなおやつをあげてみましょう。

すべてのトレーニングは「正の強化」(嬉しい刺激を使う)の方法を理解しているプロのトレーナーのもとパピー(生後4か月未満)クラス・行動修正クラスで学ぶことをお勧めします。

南筑後支部 参加者 10小学校378名(1・2年生)

人も動物も同じ「いのち」であることを理解し、動物に対する思いやりの気持ちや「いのち」を大切にすることを育むため、以下の内容で行っています。

- ① 劇「知らない犬に出会ったら？」
(ぬいぐるみを使用)
- ② 劇「飼い主がいる犬と仲良くなる方法」
(ぬいぐるみを使用)
- ③ 心臓の音を聞いてみよう(人と犬)
- ④ 飼い犬とのふれあい

子どもたちの感想

暖かった
みんな同じ命だと分かった

お腹を向けて転がり
心を開いてくれて
嬉しかった



劇「知らない犬に出会ったら？」



筑紫支部 参加者 春日小学校の児童(1年～6年生)38名

- ① 動物〇×クイズ・飼い犬とのふれあい
- ② 「保健所のお仕事紹介」(講話)
- ③ 「犬とのあいさつの方法」
- ④ 「ふれあいフリータイム」



講話「保健所のお仕事紹介」



動物の命の大切さや飼育動物について学ぶことを目的として、総勢7頭の犬達と小学校を訪問し、子ども達への講話や犬とのふれあいの時間を設けました。

事前にぬいぐるみを使い実演したことで、みんなしっかりと、犬とのあいさつの方法を実行できていました。最初のうちは大きな犬に怖がる様子を見せる子どももいましたが、慣れてくると少しずつ笑顔になり、見守る大人達も嬉しくなりました。

色々な種類、大きさの異なる犬達とふれあえたことが子ども達にも良い経験になったようです。

筑紫保健福祉環境事務所

住所 大野城市大字白木原3丁目5-25筑紫総合庁舎内
電話番号 092-513-5599
管轄区域 筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市

粕屋保健福祉事務所

住所 糟屋郡粕屋町大字戸原東1丁目7-26
電話番号 092-939-1744
管轄区域 古賀市・糟屋郡

糸島保健福祉事務所

住所 糸島市浦志2丁目3-1 糸島総合庁舎内
電話番号 092-322-3268
管轄区域 糸島市

宗像・遠賀保健福祉環境事務所

住所 宗像市東郷1丁目2-1 宗像総合庁舎内
電話番号 0940-47-0344
管轄区域 中間市・宗像市・福津市・遠賀郡

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

住所 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内
電話番号 0948-21-4973
管轄区域 直方市・飯塚市・宮若市・嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡

田川保健福祉事務所

住所 田川市大字伊田3292-2 田川総合庁舎内
電話番号 0947-42-9309
管轄区域 田川市・田川郡

北筑後保健福祉環境事務所

住所 朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎内
電話番号 0946-22-2741
管轄区域 小郡市・うきは市・朝倉市・朝倉郡・三井郡

南筑後保健福祉環境事務所

住所 柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎内
電話番号 0944-72-2163
管轄区域 大年田市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・三瀬郡・八女郡

公益財団法人福岡県動物愛護センター

住所 古賀市小竹131-2
電話番号 092-944-1281
HP <http://www.zaidan-fukuoka-douai.or.jp/>



京築保健福祉環境事務所

住所 行橋市中央1丁目2-1 行橋総合庁舎内
電話番号 0930-23-2245
管轄区域 行橋市・豊前市・京都郡・築上郡

福岡県動物愛護センターでは、県の保健福祉環境事務所に収容された犬猫の新しい飼い主を探す事業の他、犬のしつけ方教室や猫の飼育講座等の動物の愛護及び管理に関する普及啓発事業を行っています。詳しくは、福岡県動物愛護センターのホームページで案内しておりますので、上記URLあるいはQRコードからご覧ください。また、フェイスブックやインスタグラムでも、情報発信しているため、フォローをお願いします。



福岡県動物愛護推進員について

動物愛護管理法に基づいて福岡県知事から委嘱を受けたボランティアです。県内の各地域で、動物の愛護と管理、特に犬や猫の適正飼養や不要な繁殖の防止(不妊去勢処置)などの普及啓発について、様々な活動を展開をしています。福岡県では、動物愛護推進協議会を組織して推進員の活動を支援しています。



福岡県獣医師会 事務局長より



平成31年4月、福岡県獣医師会事務局に着任しました衛藤です。縁あって「絆」編集に18年ぶりに携わることとなりました。平成13年当時、県庁生活衛生課在職中に、環境省のモデル事業として当時、殺処分ワースト3に入っていた兵庫県と福岡県が選定され、福岡県動物愛護推進協議会及び推進員制度立ち上げに携わっていました。「絆」創刊号の文字は初代矢野会長(当時:いのちのたび博物館館長、九大名誉教授)に書いてもらったものです。その当時はBSE(狂牛病)騒動もあり、満足いく体制づくりができず心残りでありました。

しかし18年後の今をみると、素晴らしい活動をしていただき感謝、感謝です。今後は、事務局という立場から推進員の皆様の支援を行っていきます。どうぞよろしくお願い致します。

エマージェンシーカード

ペットの情報

ペットの名前： _____ 飼い主の連絡先： _____

生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年齢： _____ 歳 _____

性別： オス メス _____ 犬 (大型 中型 小型) _____ 猫 _____

狂犬病予防注射接種： 済 未 _____ 混合ワクチン注射接種： 済 未 _____

鑑札番号： _____ マイクロチップ装着： 済 未 _____

かかりつけの動物病院： _____ 電話番号： _____

持病： _____ 服用している薬： _____

性格： _____

※エマージェンシーカード：災害時はもちろん、ケガや病気により救急車で運ばれるなど、普段の生活の中での不測の事態に備えて、個人の情報を記入したカードを作り携帯しておくものです。このカードに、ペットの情報を記入して携帯もしくは玄関のわかりやすい場所に置いておきましょう。

編集後記

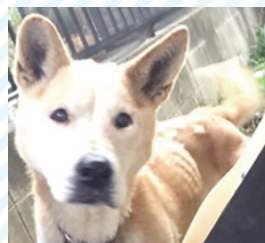


飼っていた犬が亡くなって、はや5年。飼っていた17年間は雨の日も風の日も、酒飲んで午前様になっても、朝・夜欠かさずに散歩していました。

おかげさまで、大病もせず今日まで過ごしてきました。動物の健康は人の健康につながっているんだなあ。これがワンヘルスなんですね。

最近は運動不足。老犬でも飼ってまた散歩でもしようかな。

福岡県獣医師会事務局 衛藤



表紙のワンちゃん・ネコちゃん

福岡県動物愛護センターから譲渡されたコたちです。センターにもこんな可愛いコ達がいまいます。

福岡県動物愛護推進員ニュース「絆」第18号

発行者 福岡県 発行日 2020年3月

編集者 公益社団法人 福岡県獣医師会

住所 福岡市中央区赤坂1丁目4番29号